

指定外来種の指定一覧（11種：動物9種、植物2種）

※平成27年12月18日指定、平成28年6月19日施行
令和5年6月1日一部改正

指定する種類		本来の生息地又は生育地	適切な飼養等の方法	特定飼養等施設	指定の理由
分類	種の和名【科名】				
動物	イノシシ (イノブタを含む) 【イノシシ科】	北海道外（本州以南及び北アフリカからユーラシアまで）	ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に る場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。	個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）	本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため。
	シマリス (亜種チョウセンシマリスに限る) 【リス科】	北海道外（シベリア、ロシア極東部、中国、朝鮮半島等）			
	ニホントカゲ 【トカゲ科】	北海道外（近畿中部・北西部から西日本まで及びこれらの周辺島しょ）			
	チョウセンズガエル 【ズガエル科】	北海道外（朝鮮半島、ロシア極東部及び中国東北部）	ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に 特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。 ウ 容器又は施設の水替えをするときは、ろ過した後排水するなど、 個体が野外に逸出し、又は流出しないようにすること。		
	トノサマガエル 【アカガエル科】	北海道外（本州以南、朝鮮半島、中国及びロシア沿海地方の一部）			
	ダルマガエル (亜種トウキョウダルマガエルに限る) 【アカガエル科】	北海道外（仙台平野、関東平野、新潟県中部・南部及び長野県北部・中部）			
	ニホンヒキガエル (亜種アズマヒキガエルに限る) 【ヒキガエル科】	北海道外（島根半島、鳥取県、近畿地方北部、志摩半島から紀伊半島中部まで及び中部地方以東）			
	クロマルハナバチ 【ミツバチ科】	北海道外（本州以南、朝鮮半島及び中国北部・中部）			
	オオマルハナバチ (亜種オオマルハナバチに限る) 【ミツバチ科】	北海道外（本州以南）			

指定する種類		本来の生息地又は生育地	適切な飼養等の方法	特定飼養等施設	指定の理由
分類	種の和名【科名】				
植物	フランスギク 【キク科】	北海道外（ヨーロッパの温帯地域）	ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 イ 種子の飛散による野外への逸出が生じないように留意すること。 ウ 根茎部が含まれた栽培土を野外に捨てないように留意すること。	個体が野外に逸出しないような施設（屋内、管理された庭園・公園等）	本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため。
	イワミツバ 【セリ科】	北海道外（ユーラシア）	ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 イ 地下茎の伸長による栄養繁殖や種子の飛散による野外への逸出が生じないように留意すること。 ウ 地下茎の断片が含まれた栽培土を野外に捨てないように留意すること。		

※個体には、卵・種子・幼生などを含み、生きているものに限りします。